平成２４年（フ）第９１１０号
埼玉県上尾市愛宕３丁目20―３―10
債務者　重田　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１１５号
東京都杉並区方南２丁目20―10―101
債務者　荻野　明夫
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１２２号
東京都国分寺市東元町３―30―７　さくら国分寺ハウス、住民票上の住所東京都東久留米市下里２丁目１－１
債務者　小出　昌昭
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３０号
東京都府中市清水が丘１丁目18―24―202
債務者　佐藤　哲平
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３２号
東京都練馬区小竹町２丁目64―１
債務者　森川　純子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３３号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目10―５
債務者　松田　誠治
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３４号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目10―５
債務者　松田　朋子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３６号
東京都狛江市東和泉２丁目１―15―202
債務者　荒木由利美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３７号
東京都町田市高ケ坂1844　公社住宅Ｂ457
債務者　名渡山克馬
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３８号
神奈川県藤沢市下土棚467―13―602
債務者　稲井　順平
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１３９号
東京都東大和市桜が丘３丁目44―18　桜が丘団地17―308
債務者　原田芙佐枝
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４２号
東京都府中市小柳町６丁目19―62
債務者　玉川　泰男
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４３号
東京都府中市小柳町６丁目19―62
債務者　玉川二三子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４４号
東京都府中市武蔵台１丁目３―７―202
債務者　玉川　政広
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１６３号
神奈川県川崎市多摩区枡形６丁目９―11―102
債務者　徳田　勝弘
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１６７号
神奈川県横浜市鶴見区梶山１丁目10―32―403
債務者　秋山　優子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部